

内水浸水想定区域図作成

令和7年度までに作成が求められる「雨水出水浸水想定区域」の作成を支援します。

●水防法改正と背景

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、記憶に新しい「令和元年東日本台風」では、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生したところです。

このように河川、下水道、海岸の周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤認を招く可能性があります。

このような状況を踏まえ、令和3年に水防法が改正され、平成27年の水防法改正で設定された「水位周知下水道」の指定以外でも「想定最大規模降雨」に対する「雨水出水浸水想定区域」の指定が必要となりました。

新たな「雨水出水浸水想定区域」の指定は、**令和7年度までに実施するもの**とされています。

●内水浸水想定区域図作成の必要性

(1)洪水との違い

- ・浸水被害の発生頻度が高い
- ・浸水被害の発生までのリードタイムが短い
- ・河川から離れた地区においても浸水被害が発生する

(2)内水による浸水リスクの明示(水災害リスク情報の空白地帯の解消に向けた取り組み)

- ・令和3年水防法改正により、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定対象が大幅に拡大(原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体が対象)

(3)事前防災、効率的・効果的な整備の推進及びまちづくりへの反映

- ・「事前防災」の考え方にに基づき、内水浸水想定区域図を活用し、重点対策地区の選定や段階的な整備計画の策定が必要・内水浸水想定区域図を活用したまちづくりとの連携

(4)不動産取引における重要事項説明

- ・不動産取引時に宅地建物取引業者が重要事項説明として、水防法に基づく水害ハザードマップを用いて取引対象物件の所在地について説明することが義務化

出典：「内水浸水想定区域図作成のための手順書（案）」国土交通省

●内水浸水想定区域図作成の留意事項

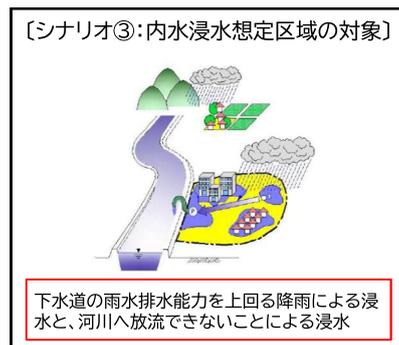
- ✓ **浸水シミュレーションによる作成が原則**とされています。
- ✓ 簡易手法は限られた条件下においてのみ採用できます。
- ✓ 施設電子化を含めて一般的な**必要工期は3年程度**です。
- ✓ エリア毎に**段階的な作成・公表も可能**です。

●内水浸水想定区域図作成の条件・手法

■対象となる浸水

対象の浸水は雨水排水ができないこと
で発生する**内水浸水**です。
(河川からの溢水や破堤による浸水は
対象外)

浸水 シナリオ	対象	降雨の状況		外水位 の影響
		河川 中上流	下水道 排水区	
①		小雨	大雨	無
②	内水	<大雨	小雨	有
③		<大雨	大雨	有
④	洪水 (内水)	大雨	小雨	有
⑤		大雨	大雨	有



出典：内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）

■対象となる降雨

水防法に基づく「雨水出水浸水想定区域図」は「**想定最大規模降雨(L2)【1/1,000程度】**」これ以外の浸水想定区域図は、「**既往最大降雨(L1')【1/30~1/80程度】**」や「**計画降雨(L1)【1/5~1/10】**」が対象降雨です。

浸水想定の種類	対象となる浸水	対象とならない浸水	対象降雨
水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図	・既存の下水道(合流、分流雨水)からの溢水(能力不足、排水先からの背水の影響など)による浸水※1	・河川からの溢水や破堤による浸水※2	・想定最大規模降雨(L2)
上記以外の内水浸水想定区域図	※1 下水道に流入する普通河川、水路等も実情に応じて考慮することができる。	※2 下水道計画に位置付けられている普通河川や水路は対象となる。	・既往最大降雨(L1') ・計画降雨(L1) など

出典：「内水浸水想定区域図作成のための手順書（案）」国土交通省

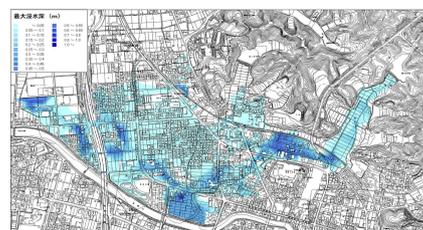
■内水浸水想定区域図作成の手法

- ・手法①：浸水シミュレーション
- ・手法③：浸水シミュレーション（簡易モデル）

浸水想定区域図		雨水出水浸水想定区域図	左記以外の内水浸水想定区域図
対象降雨		・想定最大規模降雨	・想定最大規模降雨 ・既往最大降雨 ・計画降雨 ・実績降雨 等
手法	①浸水シミュレーション	◎	◎
	②浸水シミュレーション(1D)	-	-
	③浸水シミュレーション(簡易)	○	○
	④地形情報を活用	-	△
	⑤浸水実績を活用	-	△
表示項目	浸水深	■	■
	浸水継続時間	□	□
	その他項目	□	□
備考		・手法①を基本とするが、③の簡易的な手法でも可。(ただし、①とは異なる結果になることに留意。) ・その際には、留意事項を踏まえたうえで適切に浸水想定を検討を行う。 ・簡易的な手法の留意点は「(2)簡易的な手法の適用について」参照。	・手法①を基本とするが、③~⑤の手法でも可。 ・リスク評価のために作成する場合には、①、③、④による浸水想定を行う。 ・⑤は浸水想定としては用途が限定的となる。(早期に浸水リスクを住民等に知らせるためには有効な手法である。)

◎:採用推奨、○:留意事項を踏まえたうえで採用可、△:留意事項を踏まえたうえで採用可(○より優先順位は低い)、
■:必須項目、□:任意項目

出典：内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）



地域創水で、地方創生を。

株式会社 **中央設計技術研究所**
Chuu Sekkei Engineering Co., Ltd

- 本社 〒920-0031 石川県金沢市広岡三丁目3番77号
JR金沢駅西第一NKビル7階
- TEL(076)263-6464(代) FAX(076)263-6922(代)
- URL <https://www.cser.co.jp/>